

学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、はやし立てたり傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのために学校では、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重することや、生命や人権を大切にすることを常に忘れず、生徒対応にあたっていくことが非常に重要である。

本校では、エンパワメントスクールとして、将来「自律・自立」し、安心して社会生活を過ごしていくことのできる力を備えた生徒の育成をめざしている。この方針に則り「個々の生徒に応じたきめ細かな指導」「いかなるいじめも決して許さない・見逃さない指導」「毅然としたかつ生徒の実態に即した生徒指導」を重点かつ目標において取り組んでいる。

ここに、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- インターネットやSNS等で、誹謗中傷や嫌な言動、それに類した動画をアップロードされたりする。

3. いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

- ①いじめ対応委員会・・・調査・聞き取り・未然防止の取組みを行う機関
- ②いじめ対策委員会・・・教頭が召集し対策、指導方針を決定する機関
いじめ防止基本方針に基づき学校での取組みを計画・立案する機関
- ③学校いじめ対策委員会・・・校長が緊急職員会議を招集し対策委員会本部を立ち上げる機関
指導方針等を全職員が共有し共通理解を図る機関

(2) 構成員

- ①いじめ対応委員会・・・担任、学年主任、学年生徒指導部員、生徒指導主事、首席
その他関係者（現認者、教育相談員、支援コーディネーター等）
- ②いじめ対策委員会・・・教頭、人権進委員長、養護教諭、いじめ対応委員会構成員
- ③学校いじめ対策委員会・・・校長、全教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
スクールロイヤー等の関係機関

(3) 役割

①いじめ対応委員会

ア) 未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめアンケートを定期的に行い、それを集約し各学年で情報を共有する。

イ) 早期発見・事案対処

- ・いじめ早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口。
- ・いじめ早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめに関する情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には対応委員会を招集する。
- ・迅速な情報共有、及び関係生徒に対する聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行い、いじめと断定した場合は速やかに、いじめ対策委員会へ事象を引き継ぐ。

②いじめ対策委員会

ア) 指導体制、指導方針の計画・立案

- ・いじめの被害生徒に対する保護を第一に考え、事象に関する様々な支援や体制を整える。
- ・加害生徒に対する指導体制や今後の指導方針を生徒指導部・人権推進委員会が学年と協力して企画や立案を行い、実施する。
- ・生徒指導部、人権推進委員会、教育相談員、支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカーと連携する。

イ) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組み

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に関する校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う(P D C Aサイクルの実行を含む)。

③学校いじめ対策委員会

ア) 指導体制、指導方針に関する本校教職員の情報共有機関

- ・校長以下、すべての教職員が今後の指導方針、指導体制で共通理解を図り、役割を明確にし対応にあたる。保護者と連携を密にとりながら被害生徒の1日も早い回復をめざしてその対応にあたる役割。

イ) 教育庁及び各関係機関との連携

- ・教育庁に状況を随時報告し、連携して事態の対応を図る役割。

ウ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等関係機関との連携

- ・指導方針や体制を確立し被害生徒の1日も早い回復をめざすため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等関係機関と連携して事態の対応を図る。

エ) P T A、保護者、地域との連携

- ・いじめ事象の経緯や説明、今後の指導方針や指導体制の説明及び連携の確認。

4. 年間計画（本校方針に沿って、以下のとおり実施する）

大阪府立成城高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	各種相談窓口の通知 オリエンテーション	各種相談窓口の通知	各種相談窓口の通知	本方針を学校HPへ 情報公開
5月	校外学習（身だしなみや SNSに関する指導）	校外学習（身だしなみや SNSに関する指導）	校外学習（身だしなみや SNSに関する指導）	外部講師による講演 （交通安全やSNS 等）
6月	安安事業の通知 いじめ等アンケート実施 保護者懇談週間	安安事業の通知 いじめ等アンケート実施 保護者懇談週間	安安事業の通知 いじめ等アンケート実施 保護者懇談週間	教職員授業見学月間 わかる授業づくり アンケート結果共有
7月 8月	夏休みの過ごし方通知	夏休みの過ごし方通知	夏休みの過ごし方通知	教員研修（人権等）
9月	授業公開	授業公開	授業公開	開かれた学校づくり
10月	文化祭（人権学習） いじめ等アンケート実施	文化祭（人権学習） いじめ等アンケート実施	文化祭（人権学習） いじめ等アンケート実施	年間計画進捗確認 アンケート結果共有
11月	学校教育自己診断	学校教育自己診断	学校教育自己診断	診断結果共有
12月	冬休みの過ごし方通知	冬休みの過ごし方通知	冬休みの過ごし方通知	懇談の情報共有
1月	いじめ等アンケート実施 保護者懇談週間	いじめ等アンケート実施 保護者懇談週間	保護者懇談週間	アンケート結果共有
2月	学校運営協議会	学校運営協議会	学校運営協議会	年間の取組検証
3月				次年度の方向性確認

5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組み状況を学校の評価項目に位置付ける。また、いじめ防止計画の進捗状況や、いじめ対処方法の振り返りを検証し、必要に応じて学校基本方針やいじめ防止計画の見直し等を行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、学校全体で人権尊重を徹底し、生徒が安全で安心して過ごせる教育現場であることが求められる。そのことを基盤として、各教科や特別活動等で、人権に関する理解や意識を育む学習活動を総合的に推進していく。

また、生徒が他者の痛みや感情を共感するための想像力や感受性を身につけ、豊かな人間関係を築くことができるように導いていく。そして、その取組みの中で、信頼ある人間関係づくりや、人権意識を高めていくことも必要である。

本校では懇談や家庭連絡を活用し、保護者連携を密にすることで未然防止に努めている。加えて、細やかな規律指導や各種アンケートを用いて、生徒の小さな変化も見逃すことが無いよう組織的に取り組んでいる。

2. いじめ防止措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して人権研修や、生徒の状況について情報交換を行う機会を設ける。また、生徒に対しては全校集会・学年集会・HR活動等のあらゆる機会を活用して、いじめに関しての認識を深めていく中で、他者に対して優しい心を醸成する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を高めることが必要である。そのために、幼小中との連携や地域の介護老人施設との連携交流を深める中で「思いやり」の心を育む。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、いかなる小さないじめも見逃さず保護者との連携を図りながら毅然とした生徒指導を行う。また、教職員同士や保護者・地域に対して授業公開を行い、授業展開を工夫していくことで、分かりやすい授業づくりを進める。他にも、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進め、ストレスに適切に対処できる力を育み、地域の教育力を活用しながら社会人との交流を図り、社会における様々な問題とその解決方法について考える機会を作る。
- (4) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、人権学習やいじめ・体罰について、有識者や弁護士を招き教員研修を実施する。
- (5) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、部活動や地域清掃・ボランティア活動等に参加を促し、それぞれが地域の一員であるという認識を向上させる。
- (6) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、いじめをテーマにした生徒同士の意見交換会等を行い、いじめは絶対に許さないという意識を育成する。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、被害生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いを表現することが苦手な生徒がいじめにあっている場合は隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり無視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。本校では、担任会議や支援教育相談会議等で生徒の情報交換を密に行い、組織的に情報を共有している。

2. いじめの早期発見措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的にアンケートを実施する。
定期的な教育相談としては、教育相談係を中心にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら実施する。日常の観察として、担任・副担任・教科担当者と密に情報交換を行い、いかなるいじめも見逃さない。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守ることができるよう、PTA活動や授業見学・体育祭・文化祭等、積極的に学校開放を実施する。
- (3) 生徒・保護者・教職員がいじめに関して抵抗なく情報交換できるよう、支援コーディネーターや人権推進委員、教育相談を中心にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えながら相談しやすい環境を整える。
- (4) 各種相談窓口を教室や廊下に掲示することで広く周知するとともに、適切に機能しているか定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た個人情報の対外的な取扱いについて、支援委員会での話し合いをもとに保護者の理解を得ながら校長が判断する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要なのは当然だが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることも、再発防止に大切なことである。近年では、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめ加害者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るよう、継続的な指導が必要である。それがいじめ被害者にとっても、他者に対する信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士であっても、事象を教訓化し、豊かな人間関係の再構築に向けての教育課題として扱うことが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、外部機関との連携も大切にする。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合は、即刻その行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や関係職員に報告し、いじめに関する対策組織（いじめ対応委員会）で情報を共有する。並行して、引き続き関係生徒から事情を聴き取る等して、いじめ事実の有無確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、教頭を中心とした組織（いじめ対策委員会）を立ち上げ、今後の指導體制や指導方針について協議を行う。
- (4) いじめ対策委員会で指導體制や指導方針が確認された後、状況によってはただちに校長が臨時職員会議を招集し、学校全体で情報を共有する組織本部（学校いじめ対策委員会）を立ち上げ、全教職員が共通理解を図り対応の確認を行う。また、教育庁に状況を随時報告し連携して対応を協議する。
- (5) 被害生徒の1日でも早い回復をめざすため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等関係機関と連携し対応を協議する。
- (6) 被害・加害の保護者連絡については家庭訪問や懇談の機会を設ける等、密に連絡を取れるよう進める。この際、最低2人以上の教員で対応する。
- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

3. いじめられた生徒、またはその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て対応を行う。

4. いじめた生徒への指導、またはその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせようとして、いじめたとされる生徒からも事実関係の聞き取りを行う。いじめに関わったとされる生徒の聞き取りにあたっては、個別に行う等の配慮をする。
- (2) 事実関係聴取後、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求め、継続的な対応を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導対応等、個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的にいじめの根絶と再発の防止措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、他者への共感性を育て、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるよう働きかける。「観衆」や「傍観者」の生徒は、自分も被害者になるかもしれないという不安を抱えているかもしれないので、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の当事者だけの問題とせず、学校の課題として解決を図れるよう、教職員全員が、すべての生徒にとって安心して過ごせる学校環境づくりに努めなければならない。また、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることで教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を考察し、指導方針を常に見直していく。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携する。体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. SNSでのいじめ対応

- (1) SNSへの不適切な書き込み等が発覚した場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。また、いじめ対応委員会で対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- (2) SNSの不適切な使用への対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、削除手続きや書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7. いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的、または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：最小でも3か月が目安)
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、「いじめが解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を継続する。